

播磨町乳幼児一時預かり業務委託仕様書

乳幼児一時預かり業務委託に係る仕様は次のとおりとする。

1 委託業務名

播磨町乳幼児一時預かり業務委託

2 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日

3 業務目的

本業務は、リフレッシュや日常生活上の突発的な事情等により、一時的に乳幼児の預かりを必要とする保護者が一時的な預かりを利用しやすいよう、町内に待機児童が多い3歳未満の乳幼児を対象とした一時預かりの場を新たに設置することによって安心して利用できる環境を整備し、保護者の子育ての負担軽減を図ることを目的に実施する。

4 適用

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるものとする。

5 遵守すべき法律等

受託者は、本業務を実施するにあたり契約書、本仕様書のほか下記の法令等を遵守するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- (3) 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (4) その他関係法令、規則等

6 対象者

本業務の対象者は、利用時において町内在住の3歳未満の乳幼児とする。ただし、0歳児における預かりは生後57日目以降とする。

7 委託業務内容

- ①町内在住の乳幼児を対象とした一時預かりに係る受付業務及び一時預かり業務
- ②一時預かり業務前後の準備及び清掃業務
※準備物及び清掃道具等は、受託者が全て準備すること。
- ③利用料等の徴収
- ④一時預かり業務に係る事務

受託者は、業務開始までに実施体制を含む実施計画書を書面により提出し、町の承認を得ること。また、月別利用状況について、業務を実施した月の翌月10日までに報告するとともに、年間の利用状況及び収支状況を含む運営状況等について、委託契約の期間終了後、速やかに提出すること。

8 実施方法

令和7年7月1日(火)からの開始を目途としており、会場は下記の町内3か所で実施すること。前日までの予約がなくても、当日の預かり依頼があることを想定し、委託者と受託者協議のうえ決定した実施日については、天災等不可抗力の場合を除き開設するものとする。

なお、利用者の利便性を踏まえ、各会場で駐車場の確保に努めること。

①南部子育て支援センター

所在地：播磨町北本荘3丁目2番31号

定員：0歳児4名

回数：週1回以上。ただし、施設の休館日を除く。

時間：12時00分から16時30分のうち3時間。

但し、業務前後に準備・清掃等を行い、原状回復すること。

②南部地域（山陽新幹線より南地区）

③北部地域（山陽新幹線より北地区）

実施場所や実施方法等については、提案内容を踏まえて委託者と受託者が協議し決定するものとし、以下の条件を満たすものとする。

定員：上記②③のいずれかは0歳児3名、1、2歳児4名の合計7名で実施し、残りの②③のいずれかは0歳児4名とすること。

回数：②③ともに週1回以上

時間：1回あたり3時間とし、開設時間については委託者と受託者が協議をする。但し、業務前後に準備・清掃等を行い、原状回復すること。

9 管理運営体制

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に掲げる基準を遵守し、安全に十分配慮した人員数を配置すること。
- (2) 受託者は、利用対象者から問い合わせ・苦情があった場合は、誠意を持って対応し、処理するものとする。協議が必要な事案については、速やかに委託者へ報告、対応するものとする。また、苦情については、改善策を講じ、遅滞なく町へ報告すること。
- (3) 次に掲げる事由が発生した場合は、書面等により随時報告すること。その際、委託者が改善を要すると判断した場合は、委託者の指示に従い、速やかに対応すること。
 - ア 職員が感染性疾患にかかったとき。
 - イ 保護者又は近隣から苦情があったとき。
 - ウ 児童又は職員が事故（怪我等）にあったとき。
 - エ その他緊急性を要する事態が発生したとき。
- (4) 受託者は、災害発生等不測の事態を想定した方針等を定め、委託者に示すこと。
- (5) 職員に対し保育知識、安全のための研修及び衛生管理等の研修を実施し運営に必要な知識の習得に努めること。

1 0 職員の資格及び配置条件

(1) 受託者は、業務に携わる者として以下の職員を配置するものとする。

ア 健全な心身を有している職員を配置すること。

イ 一時預かりに従事する職員は、1年以上の保育所等における保育の実務経験があるものを常時2名（うち1名は保育士の有資格者とする。）以上配置することとし、法令等に基づく配置基準を遵守すること。保育士資格を有しない保育従事者は、子育て支援員研修（一時預かり事業）、子育て支援員研修（地域型保育事業）又は家庭的保育者（基礎研修）のいずれかを受講していること。

なお、上記の者以外に看護師等の医療資格者の従事があれば望ましい。

ウ 欠員が生じることのないよう、代替要員の確保等必要な措置をあらかじめ講じておくこと。

エ 受託者は、配置する職員の氏名、経歴を示した書類を、業務開始前にあらかじめ町に提出するものとする。

オ 職員間での責任の所在及び連絡体制を明確にするなど、円滑に業務が遂行できるよう体制を整えておくこと。

(2) 配置する職員については、以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者のいずれの要件を満たし、本業務による支援を適切に行う能力を有するものとする。

ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

1 1 利用料等について

利用者負担については、乳幼児1人あたり1時間700円を徴収することを想定しており、受領方法等については受託者に一任する。但し、領収書を発行する等、収受の記録が残るようにすること。

また、キャンセル料の設定については、受託者が企画提案書において提案するものとし、キャンセル料を徴収する場合、その方法や料金が発生する場合の例示、また徴収方法等を提案すること。併せて、利用時間が延長する場合の取り扱いも提案すること。

1 2 保険の加入について

業務実施に必要な損害・賠償責任保険等に加入し、写しを提出すること。

1 3 第三者への委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

1 4 個人情報の取り扱い

本業務を履行するにあたり、知り得た情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他個人情報の保護に関する法令、条例、規則等の規定を遵守し、正当な理由なく、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、その職に従事しなくなった後も同様とする。